

(趣旨)

第 1 条 この規則は、中空知火葬場設置管理条例（昭和50年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受付時間及び休業日)

第 1 条の 2 中空知火葬場（以下「火葬場」という。）の受付時間及び休業日は、次のとおりとする。ただし、組合長が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

受付時間	午前 9 時から午後 4 時まで
休業日	1 月 1 日及び組合長が別に定める日

(使用許可の申請)

第 2 条 条例第 3 条の規定により火葬場の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる火葬場を使用しようとする理由の区分に応じ、当該各号に定める申請書を組合長に提出しなければならない。

- (1) 死体の火葬 死体火葬場使用許可申請書（別記第 1 号様式）
- (2) 死胎の火葬 死胎火葬場使用許可申請書（別記第 2 号様式）
- (3) 肢体の一部・胞衣等の火葬・焼却 火葬場（肢体の一部・胞衣等）使用許可申請書（別記第 3 号様式）

2 前項の申請書には、火葬許可証その他組合長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(使用の許可)

第 3 条 組合長は、前条の規定による申請により使用の許可をしたときは、次の各号に掲げる火葬場を使用しようとする理由の区分に応じ、当該各号に定める許可証を申請した者に対して交付するものとする。

- (1) 死体の火葬 死体火葬場使用許可証（別記第 4 号様式）
- (2) 死胎の火葬 死胎火葬場使用許可証（別記第 5 号様式）
- (3) 肢体の一部・胞衣等の火葬・焼却 火葬場（肢体の一部・胞衣等）使用許可証（別記第 6 号様式）

(使用料の納入)

第 4 条 中空知衛生施設組合規約（昭和44年地方第1185号指令）第 3 条に規定する火葬場施設の設置及び運営に関する事務の対象となる市町（以下「組合市町」という。）は、その保管する火葬場使用料（組合市町が申請者に代わって納入するものを含む。）について、当該月分を翌月に納入することができる。

(使用料の減免)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の規則で定める額は、同項第 1 号の規定の適用を受ける者については 0 円と、同項第 2 号又は第 3 号の規定の適用を受ける者については条例別表に掲げる額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 条例第6条第2項第2号及び第3号の規則で定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。この場合において、4月から6月までの間に使用の許可の申請をした者に係る火葬場使用料については、第1号及び第2号中「当該年度分」とあるのは、「前年度分」とする。

(1) 70歳以上の単身者 当該年度分の市町村民税が非課税の者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による母子家庭又は父子家庭に属する者 次のいずれかに該当する子を扶養し、母親又は父親の収入のみで生計を維持している家庭に属する者であつて、当該年度分の市町村民税が非課税又は所得割の額がなく均等割の額があるもの

ア 満20歳未満の者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であつて、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者程度等級表の1級及び2級に該当するもの

ウ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者であつて、その判定がAのもの

3 条例第6条第1項又は第2項の規定により火葬場使用料の減免を受けようとする者は、火葬場使用料減免申請書（別記第7号様式）に当該組合市町長の証明を受け、第2条第1項に規定する使用許可の申請書に添えて、組合長に提出しなければならない。

4 前項の規定により火葬場使用料の減免に係る証明をした組合市町の長は、当該申請した者に係る減免相当額を当該年度末までに組合に納入しなければならない。

附 則

1 この規則は、昭和51年6月1日から施行する。

2 滝川市ほか2町衛生施設組合火葬場設置管理条例の一部を改正する条例（昭和51年滝川市ほか2町衛生施設組合条例第1号）の施行期日は、昭和51年6月1日とする。

附 則（昭和55年5月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年7月12日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月2日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の滝川市ほか2町衛生施設組合火葬場設置管理条例施行規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成13年9月25日規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成13年9月25日から施行する。

（暫定措置）

2 この規則による改正前の滝川市ほか2町衛生施設組合火葬場設置管理条例施行規則に規定する様式による書面は、改正後の滝川市ほか2町衛生施設組合火葬場設置管理条例施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成13年12月 7 日規則第 5 号）

この規則は、平成13年12月 7 日から施行する。

附 則（平成16年 6 月24日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 4 月 1 日規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

（暫定措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年 4 月 1 日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日より施行する。

（暫定措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成29年 6 月30日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（暫定措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 3 年 4 月20日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（暫定措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 5 年 2 月28日規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（暫定措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則（令和 6 年 2 月 6 日規則第 1 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和 6 年 6 月 28 日規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 7 年 9 月 4 日規則第 6 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 2 月 16 日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和 8 年 2 月 17 日規則第 1 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の中空知火葬場設置管理条例施行規則に定める様式による用紙については、所要の調整をして、当分の間、これを使用することができる。

中空知衛生施設組合長 様

死体火葬場使用許可申請書

第 号

死亡者の本籍						
死亡者の住所						
死亡者の氏名						
死亡者の性別						
死亡者の出生年月日						
死因		「一類感染症等」		「その他」		
死亡年月日時						
死亡の場所						
火葬の場所		滝の川斎苑				
申請者の住所、氏名 及び死亡者との続柄	住所					
	氏名					
	死亡者との 続柄					
火葬予約年月日時						
使用料	12歳以上	30,000円	免除	全 額	関係市町外は 15割増し	使用料 円
	12歳未満	24,000円		2分の1額		

中空知衛生施設組合長 様

死胎火葬場使用許可申請書

第 号

父母の本籍					
父母の住所					
父母の氏名					
死児の性別					
妊娠週数	週				
分べん年月日時					
分べんの場所					
火葬の場所	滝の川斎苑				
申請者の住所及び氏名	住所				
	氏名				
火葬予約年月日時					
使用料	12,000円	免除	全 額 2 分の 1 額	関係市町外は 15割増し	使用料 円

中空知衛生施設組合長 様

火葬場（肢体の一部・胞衣等）使用許可申請書

区 分	☐ 肢体の一部 ☐ 妊娠4か月（12週）未満の死胎 ☐ 胞衣 ☐ 産わい物				
使用の場所	滝の川斎苑				
申請者の住所及び氏名	住所				
	氏名				
使用予約年月日時					
使用料	肢体の一部 12,000円	免除	全 額 2分の1 額	関係市町外は 15割増し	使用料 円
	胞衣等 6,000円	免除	全 額 2分の1 額	関係市町外は 15割増し	使用料 円
備考					

※ 医師の診断書等を添付のこと

死体火葬場使用許可証

第 号

死亡者の本籍						
死亡者の住所						
死亡者の氏名						
死亡者の性別						
死亡者の出生年月日						
死因		「一類感染症等」		「その他」		
死亡年月日時						
死亡の場所						
火葬の場所		滝の川斎苑				
申請者の住所、氏名 及び死亡者との続柄	住所					
	氏名					
	死亡者との 続柄					
火葬予約年月日時						
使用料	12歳以上	30,000円	免除	全 額	関係市町外は	使用料
	12歳未満	24,000円		2分の1額	15割増し	
						円

上記のとおり使用を許可します。
年 月 日

中空知衛生施設組合長



死胎火葬場使用許可証

第 号

父母の本籍					
父母の住所					
父母の氏名					
死児の性別					
妊娠週数	週				
分べん年月日時					
分べんの場所					
火葬の場所	滝の川斎苑				
申請者の住所及び氏名	住所				
	氏名				
火葬予約年月日時					
使用料	12,000円	免除	全 額 2分の1 額	関係市町外は 15割増し	使用料 円

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

中空知衛生施設組合長

印

火葬場（肢体の一部・胞衣等）使用許可証

区 分		☐ 肢体の一部 ☐ 妊娠 4 か月（12 週）未満の死胎 ☐ 胞衣 ☐ 産わい物			
使用の場所		滝の川斎苑			
申請者の住所及び氏名		住所			
		氏名			
使用予約年月日時					
使用料	肢体の一部 12,000 円	免除	全 額 2 分の 1 額	関係市町外は 15 割増し	使用料 円
	胞衣等 6,000 円	免除	全 額 2 分の 1 額	関係市町外は 15 割増し	使用料 円
備考					

上記のとおり使用を許可します。
年 月 日

中空知衛生施設組合長 印

火葬場使用料減免申請書

年 月 日

中空知衛生施設組合

組合長

様

申請者 住 所

氏 名

中空知火葬場設置管理条例施行規則（昭和51年滝川市ほか2町衛生施設組合規則第2号）により、火葬場使用料の減免を受けたいので申請します。

記

1. 死亡者 住 所

氏 名

2. 死亡年月日

年 月 日

3. 減免を受けようとする理由（該当に○）

- (1) 条例第6条第2項第1号該当（生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者）
- (2) 条例第6条第2項第2号該当（70歳以上の単身者）
- (3) 条例第6条第2項第3号該当（母子家庭又は父子家庭に属する者）
- (4) 条例第6条第1項該当（天災その他特別な事情）

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市（町）長

印

確認担当者 所属、氏名		

本申請内容の審査にあたり、世帯の所得等の状況についてその審査に必要な限度において、滝川市、赤平市、新十津川町、雨竜町の所管課へ照会し、関係する情報を提供することに同意します。

年 月 日

申請者氏名

印

※申請者と死亡者の住所が異なる場合には、「死体火葬場使用許可証」の写しを添付してください。